

(臨時JPOPM資料)

prop-50 Discussion Paper

2008. 8. 18

暫定検討チーム

概要

- ◆ APNICのアカウントホルダー間でのIPv4アドレスの登録情報の移転を、単位を/24として認める
- ◆ 移転後のアドレスは、当該アドレスが歴史的経緯を持ったPIアドレスであったとしても、既存のポリシーに従って管理を行うことが求められる
- ◆ APNICは移転元、移転先双方から通知を受けたら、DB情報を移転を反映した内容に更新する
- ◆ 移転手数料をAPNICは徴収する可能性がある
- ◆ 移転に関する以下の情報をAPNICは公開する
 - 移転元、移転先、移転アドレス、移転日

目的/解決したい問題

◆ APNICデータベースの信頼性の維持

- IPv4アドレス枯渇後、アドレスの移転がLIR間で行われることが予測される
- それをAPNICDBへ反映しないと実際の利用者とDB上の管理者に差異が生じる

補足

- ◆ IPv4アドレスの移転方法および規約の制定については、APNICは関わらない
 - APNICの役割はDB更新による正確な情報維持に徹する
- ◆ RIPEで検討されている“暫定的な移転”は認めない
 - 暫定的な移転についてもその都度登録更新を行うときりがない
 - LIR間で合意書締結を行う等により対応してもらう
(ML上での提案者からの補足)

枯渇後の仮説

やみ取引が増える

想定される問題点

DBが不正確になる

- ・ Registered Holder
 - ・ Practical Holder
- が変わってしまうことが問題

論点①
引き続き、Registered Holder を正しく把握し続けられれば、やみ取引が起きても問題ではないのではないか。

本当に問題なら

Option-1

解決策

自LIR保有の空間を他LIR配下のサイトに割り当てることを認める (Punching Hole)

Option-2

Transfer を認める

論点②
RFC2050に適合しているので問題無いと解釈することもできるが、本当に問題はないか。

論点③
Transferringは「DBが不正確になる」課題の解決策になるが、他に様々な問題を派生させる。(次頁)

論点③についての検討項目

◆ 紛争の懸念

- 詳細をスコープ外としたこのPolicyが国際間の様々な契約等に参照される事となり、各種紛争の当事者となってしまうリスクを、APNIC/JPNICはヘッジしきれない。

◆ IP Address 資産化の懸念

- 会計面(各国別のルール)
 - ◇ バランスシートが急激に大きくなる可能性がある。
- 税務面(各国、各地方自治体別のルール)
 - ◇ IP Address に課税される可能性がある。

◆ 国際取引関連の整備が必要

- 国際間取引による関税発生有無の整理
- 経済制裁等とアドレス取引の整合性の整理
- 国境を持たないIPネットワークへの国別課税の可否